

会津若松市民の皆様へ

市では、新型コロナウイルス感染症に関する不安や疑問を少しでも解消してもらえよう、独自の総合コールセンターを設置しました。

市民の皆様のさまざまな声をお聞きしますので、どんなことでも気軽にお電話ください。

会津若松市新型コロナウイルス感染症

総合コールセンター

0570-026263

※受付時間は、平日午前9時～午後5時

新型コロナウイルス感染症に関することなら、何でもご相談ください！
例えば…「新型コロナウイルス感染症の影響で、収入がなくなった」「どんな支援があるか教えてほしい」など



会津若松市役所 企画政策部
秘書広聴課 ☎39-1206

市長からのメッセージ

市民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、多大なるご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

市としましても、「新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンター」を設置したり、さまざまな経済支援策を実施したりするなどして、市民の皆様の不安解消に努めているところです。

皆様ご自身を守るため、そして皆様の大切な人を守るためにも、一人ひとりの行動が重要です。新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、ご不便やご苦労をお掛けすることになりますが、市民の皆様とともに、力を合わせて、この難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

特別定額給付金(一人につき10万円)

令和2年4月27日現在で、会津若松市の住民基本台帳に記録されている人が対象です。世帯主(その代理人も可)は、対象者分の申請をしてください。申請方法は、以下のいずれかで、受付期限はいずれも8月17日(月)です。詳細は、専用ダイヤルへお問い合わせください。

◎問い合わせ…地域福祉課(☎23-7171)

オンライン申請

内閣府が運営するマイナポータル「ぴったりサービス」で申請できます。

▶申請に必要なもの…◎マイナンバーカード◎スマートフォンかパソコン※パソコンの場合はICカードリーダーが必要

▶注意点…スマートフォンやパソコンの機種によって利用できない場合があります。マイナポータルで確認してください

▶振り込み開始…5月14日(木)より順次

郵送による申請

5月18日(月)から順次、世帯主宛に申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類と一緒に返信用封筒に同封し、ポストに投かんしてください。

▶申請書と同封する書類…◎運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書の写し◎振込口座が確認できる通帳などの写し

▶振り込み開始…5月26日(火)より順次

給付金専用
ダイヤル

☎ 23-7966

※給付金専用ダイヤル(平日午前9時～午後5時)は、5月20日(水)から開設予定。それまでは、地域福祉課(☎23-7171)へお電話ください



新型コロナウイルス感染症に関する支援策一覧

※令和2年5月7日現在

事業者の皆さん向けの支援

	対象	支援内容	問い合わせ
給付・助成	売上が半減した事業者	【持続化給付金】 ◎法人=200万円 ◎個人=100万円 ※1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少している場合	金融・給付金相談窓口 (☎0570-783183)
	県の要請に応じて休業した事業者 ※少なくとも4月28日～5月6日休業・営業時間の短縮	【福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 ▶県内の事業所のうち◎全て自己所有=10万円 ◎賃貸1カ所=20万円◎賃貸2カ所以上=30万円	福島県緊急事態措置コールセンター (☎024-521-8643)
	県が要請した業種で一定期間、休業や営業時間の短縮をした事業者など	【事業継続支援金】※市独自策 ▶1事業者あたり…20万円	商工課(☎39-1252)
	従業員に休業してもらった事業者	【雇用調整助成金】 ※企業規模や雇用状況で変動 ▶1人あたり…8,330円を上限に助成	ハローワーク会津若松 (☎26-3333)
	子どもがいる人を雇用している事業者	【小学校休業等対応助成金 (労働者雇用者向け)】 ▶1人あたり…8,330円を上限に助成 ※小学校などの休業に伴い、従業員が有給休暇を取得した場合	学校休業等助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター (☎0120-60-3999)
	子どもがいるフリーランス	【小学校休業等対応支援金(フリーランス向け)】 ▶1日あたり…4,100円(定額)を助成	
減免	市内の旅館・ホテル ※一部の施設を除く	【水道基本料金の減免】※市独自策 水道基本料金の4カ月分を減免します	観光課(☎39-1251)
融資	資金繰りのために融資を受けたい事業者	【新型コロナウイルス対策特別資金 (実質無利子型)】 ▶限度額…限度額3,000万円 ※3カ月の売上が前年同月比で5%以上減少している場合	福島県商工労働部 (☎024-521-7288)
		【新型コロナウイルス感染症 特別貸付(無利子・無担保融資)】 ▶限度額…別枠6,000万円 ※売上が前年同月比で5%以上減少している場合	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (☎0120-154-505)
		【マル経融資の金利引き下げ】 ▶限度額…別枠1,000万円 ※売上が前年同月比で5%以上減少している場合	
		【中小企業未来資金保証融資制度】※市独自策 ▶限度額…2,000万円	商工課(☎39-1252)
猶予	公設地方卸売市場関係の事業者	【市場使用料の支払い猶予】※市独自策 5月～8月分の使用料の支払いを猶予します	農政課(☎39-1253)

個人の皆さん向けの支援

	対象	支援内容	問い合わせ
給付	市民の皆さん ※4月27日現在で、会津若松市の住民基本台帳に記載されている人	【特別定額給付金】 1人あたり10万円 ※世帯主の指定する口座に振り込みます	地域福祉課(☎23-7171) 会津若松市給付金専用ダイヤル(☎23-7966) ※5月20日(水)開設
	国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者のうち被用者	【傷病手当金】 新型コロナウイルスに感染し、就労できなかった期間のうち就労を予定していた日に対し支給します	国保年金課 (☎39-1244)
	児童手当を受給している人	【臨時特別給付金(児童手当受給者向け)】 子ども一人あたり1万円 ※基準日は令和2年3月31日	こども家庭課 (☎39-1243)
	離職などやむを得ない休業などで住宅を失った人か、失うおそれがある人	【住居確保給付金】 一定期間、家賃相当の額(上限あり)を支給します ※一定の条件があります	生活サポート相談窓口(地域福祉課内) ☎23-4800
貸付	休業で家計を維持できない人	【緊急小口資金(特例)】 貸付上限10万円 ※特別な場合は20万円 ▶措置期間…1年以内 ▶償還期間…2年以内	市社会福祉協議会 (☎28-4030)
	失業で家計を維持できない人	【総合支援資金(特例)】 ▶貸付上限(月額)… ◎単身=15万円 ◎複数=20万円 ▶措置期間…1年以内 ▶償還期間…10年以内	

個人・事業者の皆さん向けの支援

	対象	支援内容	問い合わせ
猶予	水道料金などの支払いが困難な人や事業者 ※個人・法人問わず	【水道料金などの支払猶予】※市独自策 水道料金などの支払いを最長4カ月間猶予します	上下水道料金センター (☎22-6172)
	収入が前年同期比で20%以上減少した人や事業者※個人・法人問わず	【市税の徴収猶予の特例制度】 申請から最長1年間、市税の納付が猶予されます	納税課(☎39-1226)、 国保年金課(☎39-1248)

実施するタクシー会社

事業所名	電話番号
あいづタクシー	☎0120-69-2468
葵タクシー	☎37-1533
白虎タクシー	☎29-0101
広田タクシー	☎75-2321
会津交通	☎0120-54-6700

タクシーで買い物の代行サービス

- ▶費用…片道料金に買い物にかかった商品代金を加算した額
※詳細は各タクシー会社に問い合わせ
- ▶申し込み先…左表の通り
- 問い合わせ…地域づくり課(☎39-1209)

